

【新旧対照表】令和5年度 大田区特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準の主な改正内容（運営管理）

2. 1日に保育する乳幼児の数が常時5人以下の施設の評価基準

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
2 保育室等の構造設備及び面積 (3) 便所 b 便所に専用の手洗い設備の設置便所と保育室及び調理室(調理設備を含む。)との区画 便所の安全な使用の確保	<p>【調査内容】</p> <p>(a)便所には専用の手洗い設備が設けられているとともに、衛生的に管理されているか。</p>	<p>【調査内容】</p> <p>(a)便所には<del>保育室用とは別に便所</del>専用の手洗い設備が設けられているとともに、衛生的に管理されているか。</p>	国基準改正
3 非常災害に対する措置 (2) a 非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定	<p>【調査内容】</p> <p>(a)災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画(消防計画)が策定されているか。</p> <p><u>※感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)についても策定するよう努めること。</u></p>	<p>【調査内容】</p> <p>(a)災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画(消防計画)が策定されているか。</p>	国基準改正
7 健康管理・安全確保 (8) 安全確保	<p>【調査内容】</p> <p><u>a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。</u></p> <p><u>b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。</u></p> <p><u>c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。</u></p>	<p>【調査内容】</p> <p>a 乳幼児の安全の確保に配慮した保育<u>を実施しているか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>d</u> 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。</p> <p><u>e</u> 不審者の立入防止などの対策や、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。</p> <p><u>f</u> 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。</p> <p><u>g</u> 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p> <p><u>h</u> <u>児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。</u></p> <p><u>i</u> 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練（119 番通報等の訓練）を定期的実施すること。</p> <p><u>j</u> プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</p> <p><u>k</u> 児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある児童については生活管理指導票表等に基づいて対応しているか。</p> <p><u>l</u> 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。</p> <p><u>m</u> 事故発生時には速やかに当該事実を都に報告しているか。</p>	<p>b 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。</p> <p>c 不審者の立入防止などの対策や、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。</p> <p>d 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。</p> <p>e 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>f 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練（119 番通報等の訓練）を定期的実施すること。</p> <p>g プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</p> <p>h 児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある児童については生活管理指導票表等に基づいて対応しているか。</p> <p>i 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。</p> <p>j 事故発生時には速やかに当該事実を都に報告しているか。</p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>※死亡事故、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、昭和57年6月15日付57福児母第144号「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第4条第2項により報告を行うこと。</p> <p><u>n</u> 園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。</p> <p>※バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手の他に1名以上の職員が同乗することが望ましい。</p> <p><u>o</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>【評価基準】 (8)  <u>a・安全計画が策定されていない。【C】</u>  <u>b・職員に対し、安全計画について周知されていない。【C】</u>  <u>・安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。【C】</u>  <u>c・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。【C】</u>  <u>h・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。【C】</u></p> <p>【根拠法令等】  <u>b・指導監督基準7(8)</u>  <u>c・指導監督基準7(8)</u>  <u>h・指導監督基準7(8)</u></p>	<p>※死亡事故、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、昭和57年6月15日付57福児母第144号「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第4条第2項により報告を行うこと。</p> <p>k 園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか</p> <p>※バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手の他に1名以上の職員が同乗することが望ましい。</p> <p>1 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>【評価基準】 <u>(新設)</u></p> <p>【根拠法令等】 <u>(新設)</u></p>	